

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第2条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同法第3条第1項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和8年4月27日 横浜地方法務局港北出張所 登記官 石橋 一二美
記

意見又は資料の提出先

〒222-0033

横浜市港北区新横浜三丁目24番6号 横浜港北地方合同庁舎
横浜地方法務局港北出張所

TEL 045-474-1280

手続番号	表題部所有者不明土地に係る 所在事項		地目	地積 (㎡)
0224-2026-0001	横浜市港北区新羽町字大竹	2 3 3 6 番口	墳墓地	1 9
0224-2026-0002	横浜市港北区新羽町字上大竹	2 3 9 4 番	宅地	3 7 3 ・ 5 5
0224-2026-0003	横浜市港北区新羽町字上大竹	2 3 9 5 番	宅地	1 1 8 6 ・ 7 7
0224-2026-0004	横浜市港北区新羽町字上大竹	2 3 9 6 番	山林	5 9 1
0224-2026-0005	横浜市港北区新羽町字上大竹	2 3 9 8 番	宅地	7 5 3 ・ 7 1
0224-2026-0006	横浜市港北区新羽町字上大竹	2 3 9 9 番 2	宅地	2 0 2 ・ 4 7
0224-2026-0007	横浜市港北区新羽町字上大竹	2 4 3 6 番	宅地	2 9 ・ 7 5
0224-2026-0008	横浜市港北区新羽町字久保ノ谷	2 5 8 7 番 1	雑種地	5 7 8
0224-2026-0009	横浜市港北区新羽町字久保ノ谷	2 5 8 7 番 3	雑種地	4 8 2
0224-2026-0010	横浜市港北区新羽町字久保ノ谷	2 5 8 7 番 4	雑種地	2 2 6
0224-2026-0011	横浜市港北区新羽町字久保ノ谷	2 5 8 7 番口	雑種地	7 2
0224-2026-0012	横浜市港北区新羽町字久保ノ谷	2 5 9 0 番 1	雑種地	6 4 5
0224-2026-0013	横浜市港北区新羽町字久保ノ谷	2 5 9 0 番 7	雑種地	6 6
0224-2026-0014	横浜市港北区新羽町字北ノ谷	3 9 6 3 番口	墳墓地	1 9
0224-2026-0015	横浜市港北区新羽町字真門戸谷	4 1 0 1 番	畑	3 2 7
0224-2026-0016	横浜市都筑区牛久保西三丁目	9 番 2	境内地	8 2
0224-2026-0017	横浜市都筑区牛久保西三丁目	9 番 3	境内地	2 0 2 2
0224-2026-0018	横浜市都筑区牛久保西三丁目	9 番 4	墓地	3 0 2 4
0224-2026-0019	横浜市都筑区牛久保西三丁目	9 番 1 4	墓地	2 3
0224-2026-0020	横浜市都筑区牛久保西三丁目	9 番 1 1 6	墓地	6 ・ 2 8
0224-2026-0021	横浜市都筑区牛久保西三丁目	9 番 1 3 4	雑種地	8 3 5
0224-2026-0022	横浜市都筑区牛久保西三丁目	9 番 1 3 5	雑種地	2 0 3 5
0224-2026-0023	横浜市都筑区牛久保西三丁目	9 番 1 3 6	雑種地	1 2 7 0
0224-2026-0024	横浜市都筑区牛久保西三丁目	9 番 1 3 7	雑種地	9 4 5
0224-2026-0025	横浜市都筑区牛久保西三丁目	9 番 1 3 8	墓地	1 3
0224-2026-0026	横浜市都筑区牛久保西三丁目	9 番 2 1 0	墓地	6 0 8
0224-2026-0027	横浜市都筑区牛久保西三丁目	9 番 2 1 1	雑種地	1 7 6
0224-2026-0028	横浜市都筑区牛久保西三丁目	9 番 2 1 2	雑種地	5 2 8
0224-2026-0029	横浜市都筑区牛久保西三丁目	1 1 番	雑種地	2 2 2 5